

2025年度 町田市立小川小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

2013年（平成25年）、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめの定義が広範囲なものに修正された。

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（いじめ防止対策推進法より抜粋）

それにより、軽微な暴言や暴力もいじめと認知されることになり、いじめを“0”にすることは難しいと言われるようになってきた。

しかし、だからといって、いじめ“0”を諦めてはいけない。どんな小さな暴言、暴力も児童の心身に苦痛を及ぼす可能性がある限り、いじめがあることを許してはいけない。いじめの定義が変わろうとも、小川小学校はいじめ“0”を目指す。

副校長 大谷 千尋

この基本理念の下、かけがえのない児童がいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいく。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

I いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童に「いじめは決して許されない」との理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」の活用

（2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

- ① 「学校いじめ対応チーム」の週1回の実施
- ② 「いじめに関する授業」の年間3回以上の実施
- ③ 道徳授業地区公開講座の充実（5月）
意見交換会の実施
内容項目B「人との関わりに関すること」

- ④ ふれあい月間（いじめ防止強化月間6・11・2月）に SNS ルールの構築、ふわふわ言葉、あいさつ月間等の取組を実施
- ⑤ 「SOSの出し方に関する教育」の推進
- ⑥ 学校の教育目標「思いやりのある子」に基づき、互いを認め、尊重する取組を推進

（3）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

児童が自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう、体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

児童によるいじめ防止の取組を実施する。

（4）家庭や地域と連携した未然防止の取組

いじめ問題に対しては、保護者や地域、スクールカウンセラー、町田警察、八王子児童相談所、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、保護司等と一体となって取り組んでいく。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。児童の小さな変化を察知し、軽微ないじめも見逃さない認知能力を向上させる。また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

〈具体的な学校の取組〉

（1）実態把握

- ① 「心のアンケート」の毎月実施・結果の活用
- ② 「いじめ対応チーム」（P.4参照）を週1回定例開催・必要に応じて臨時開催
- ③ 「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」上巻P.94
教職員向けチェックリストの活用
- ④ 5年 Hyper-QUの活用、スクールカウンセラーによる全員面接
- ⑤ 長期休業前後での生活指導主任からの話
- ⑥ chromebook にブックマーク登録されているチャット相談窓口「スクールサイン」の周知

（2）教育相談 身近にいる大人や関係機関に相談できる体制づくり

児童が、不安や悩み等について、身近にいる大人や関係機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 本校スクールカウンセラーと相談しやすい環境づくり
- ② 相談体制の充実、相談窓口の紹介、気軽に相談できる雰囲気づくり
- ③ 三者面談、二者面談の充実
- ④ スクールサインとその利用方法の周知・徹底

（3）いじめの兆候を見逃さない体制づくり

児童の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、迅速に対応し、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 児童の普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応

(4) 「学校いじめ対応チーム」による組織的な対応

- ① 「学校いじめ対応チーム」の週1回の実施
- ② 年3回の校内研修（6月、11月、2月）の実施

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て、学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 早期対応・いじめ発見時

- ① いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、迅速かつ適切に対応する。
- ② いじめられている児童の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。
- ③ いじめ再発を防止するため、継続的に3ヶ月以上見守る。

(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。

- ① スクールロイヤー（町田市教育委員会）
- ② いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ③ スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ④ 保護司、民生・児童委員、子ども家庭支援課
- ⑤ 町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所

(3) 学校いじめ対応チームの臨時招集と方針決定

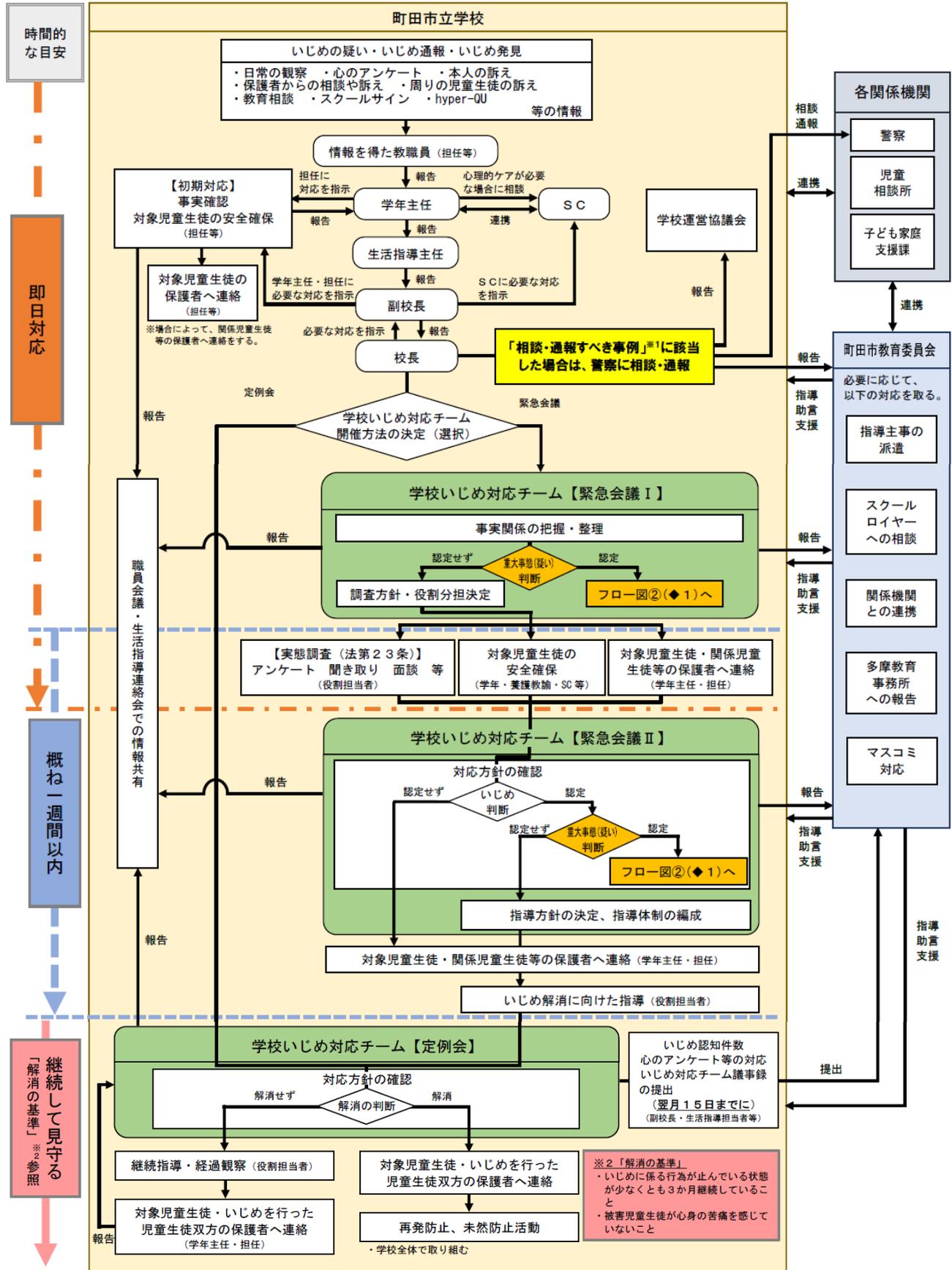
- ① 学校長が対応チームを招集
- ② 学校長を中心に解決に向けたロードマップを作成

(2) いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせて継続的なケアを行う

- ① 対応チームのメンバーで役割を分担する。
- ② 得られた情報を総括し、指導内容と指導する教員を決める。
- ③ 受容的に被害児童の心情に寄り添って事情聴取をする。
- ④ 加害児童への聴取をする。
- ⑤ 聴取した情報をもとに、児童への指導を行い、継続的な支援をする。
- ⑥ 保護者と連携し、事後の対応や指導について共有する。

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

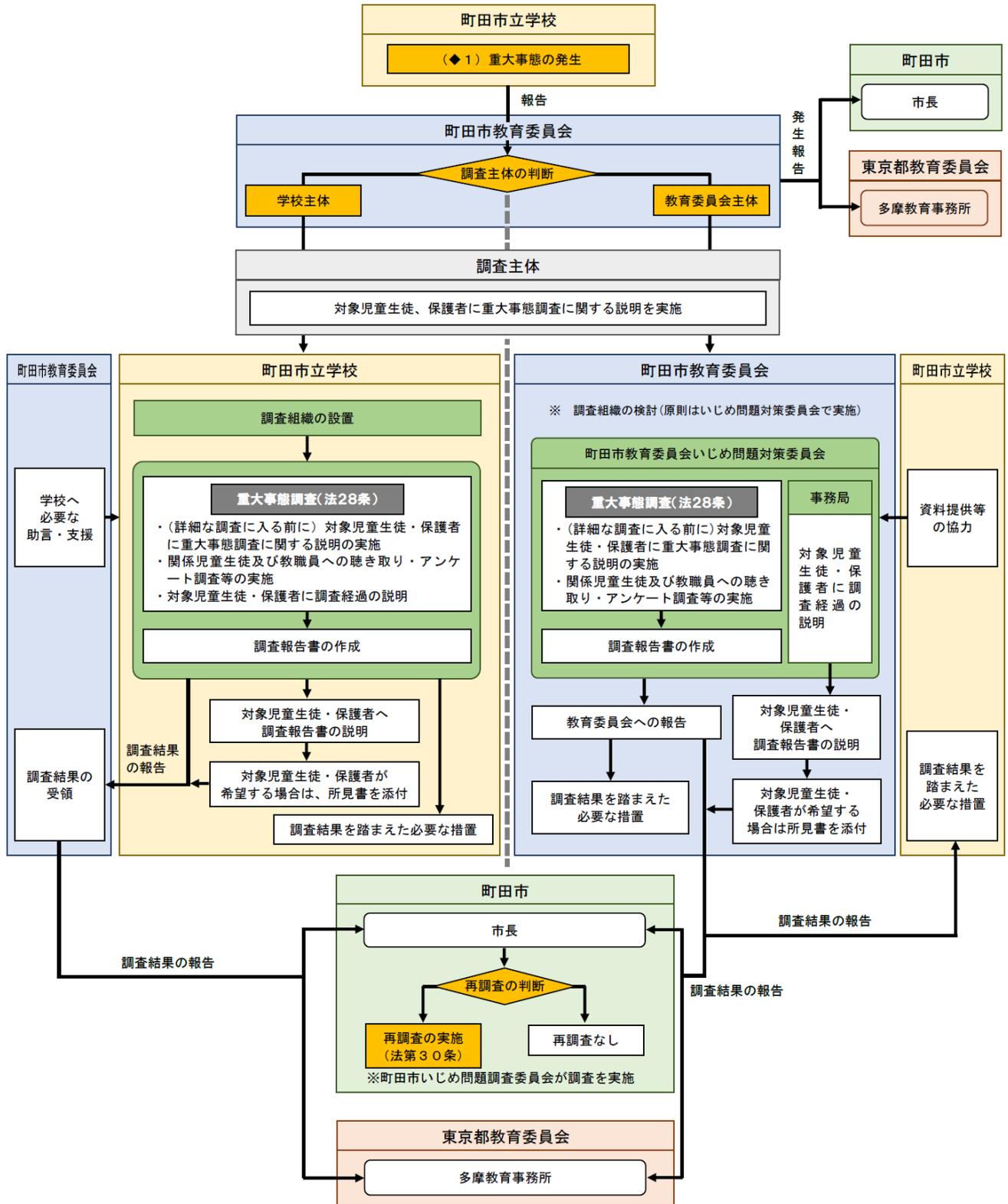
フロー図①「いじめ事案発生時の組織的な対応の流れ」



※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文科科学省)

悪行	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンを脱がす。	自殺関与	同級生に対して「死ぬ」と言って嘔し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
傷害	感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。	名誉棄損、侮辱	特定の人物を誹謗中傷するために、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	児童ポルノ提供等	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
恐喝	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。		
窃盗	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。		
器物損壊等	自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。		
強要	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。		
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)	元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

フロー図② 「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」



○いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○児童・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力をあげて守る」と伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の児童、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 児童への指導及び保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○対象児童へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○いじめを行った児童へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの児童）へ 学級・学年等全体の問題として、教員が児童とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○対象児童等への心のケアを優先し、関係の児童等について継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅲ いじめ対応の組織

町田市立小川小学校

いじめ対応チーム（週1回）

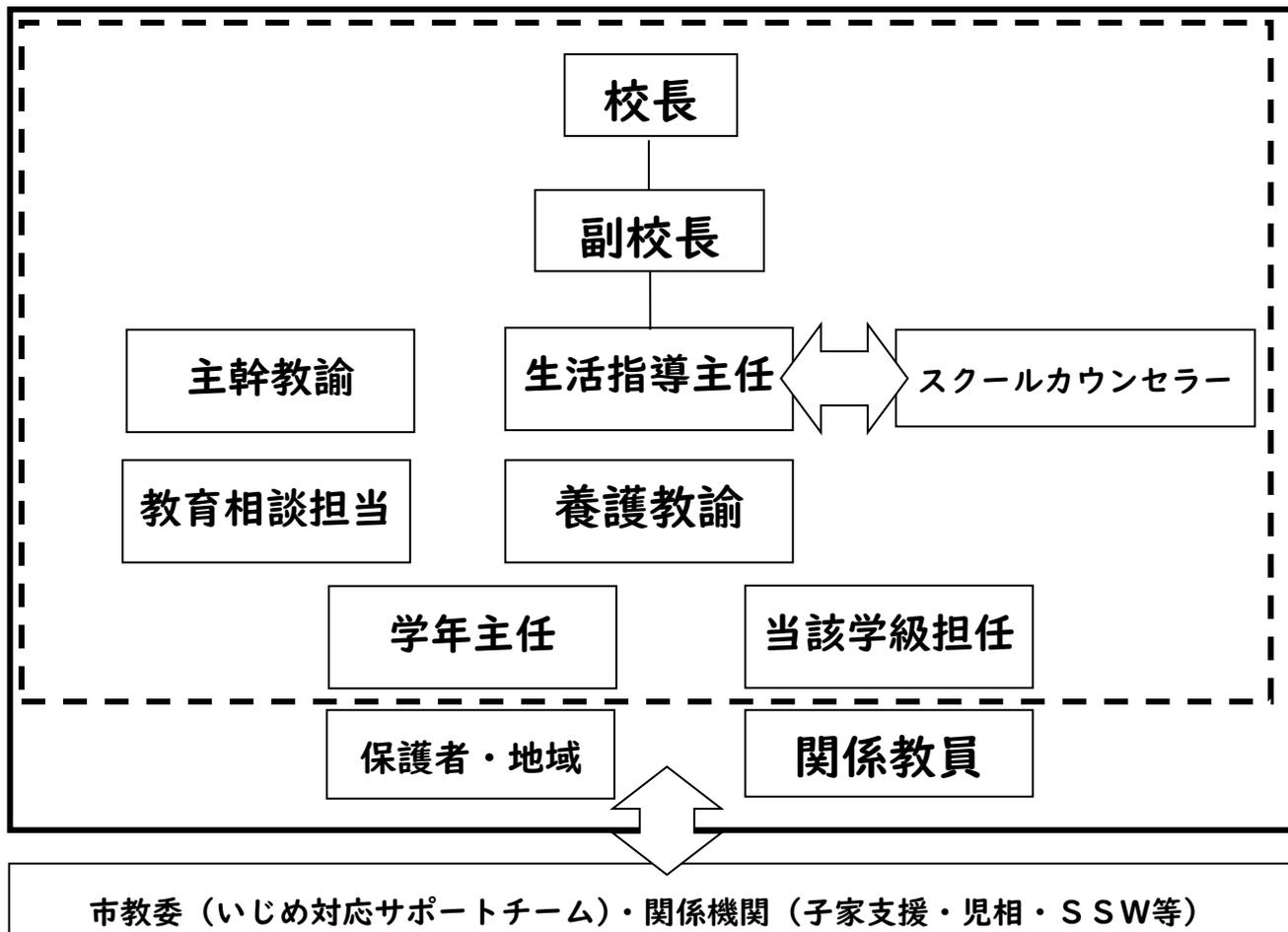
本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

校 長	○	副校長	○	生活指導主任	○
主幹教諭	○	養護教諭	○	学年主任	○
教育相談担当 (特別支援教育コーディネーター主任)	○	当該学級担任	○	関係教員	○

※必要に応じて、スクールカウンセラー、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカー、保護教代表、児童相談所、民生児童委員、保護司、スクールサポーター（警察）、子ども家庭支援課等と連携する。

小川小学校 いじめ対応チーム 組織図



【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる全員面接、保護者会での説明、児童の主體的な活動への支援などそれぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・児童の様子で気になることがあったとき、児童間でトラブルが発生したときなど、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、児童の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・児童に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

IV 教員の研修計画について

全ての教職員が、いじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、教員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
6月	いじめ防止対策推進法について 町田市いじめ防止基本方針と小川小学校いじめ防止基本方針について ふれあい月間 教職員チェックリストについて スクールサインとその活用や周知について
11月	いじめ対応と関係機関との連携について いじめ未然防止の授業づくり 児童自身が主體的に考えを発するいじめ防止の取組 インターネットやSNS関連のいじめ防止について
2月	人権教育について 次年度に向けて研修の成果と課題の振り返り

V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

◆は「特別の教科 道徳」における内容項目

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 自分の好き嫌いにとらわれず誰に対しても仲間外れにしない心情を育てる。 ◆公正、公平、社会正義
	11	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 友達を仲間外れにせず、仲良くし互いに助け合っていこうとする態度を育てる。 ◆友情、信頼
	2	学活	互いの個性の理解 友達や教員が見付けた自分の良いところを知ることによって自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育てる。
2年	6	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 自分の好き嫌いにとらわれず誰に対しても仲間外れにしない心情を育てる。 ◆公正、公平、社会正義
	11	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 友達を仲間外れにせず、仲良くし互いに助け合っていこうとする態度を育てる。 ◆友情、信頼
	2	学活	望ましい人間関係の構築 友達とよりよい人間関係を形成するには、相手のことをよく知る必要があり、相手の話をしっかり聞くことが大切であることを理解する。
3年	6	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 自分と異なる思いや考えを大切にできる心情を育てる。 ◆相互理解、寛容
	11	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 いじめをすることなく、誰とでも公平に接しようとする態度を育てる。 ◆公正、公平、社会正義
	2	学活	互いの個性の理解 友達や教員が見付けた自分の良いところを知り、自分の良いところを伸ばしていこうとする態度を育てる。
4年	6	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 自分と異なる思いや考えを大切にできる心情を育てる。 ◆相互理解、寛容

	11	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 いじめをすることなく、誰とでも公平に接しようとする態度を育てる。 ◆公正、公平、社会正義
	2	学活	望ましい人間関係の構築 コミュニケーションを行う上で、言葉で伝えることに加え、相手の動きや表情をよく見たり、聞いたりして、相手が話したいことを知ろうとすることも大切であることを理解する。
5年	6	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 相手の気持ちを考えて行動し、互いに信頼しあい、友情を深めていこうとする心情を育てる。 ◆友情、信頼
	11	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 誰に対しても差別をしたり、偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正・公平な態度を育てる。 ◆公正、公平、社会正義
	2	学活	互いの個性の理解 自分の良いところ、友達の良いところを見付け、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員の良いところを学級で生かしていこうとする態度を育てる。
6年	6	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 相手の気持ちを考えて行動し、互いに信頼しあい、友情を深めていこうとする心情を育てる。 ◆友情、信頼
	11	道徳	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 誰に対しても差別をしたり、偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正・公平な態度を育てる。 ◆公正、公平、社会正義
	2	学活	望ましい人間関係の構築 コミュニケーションを図ることで、互いに意思や感情、思考を伝え合うことや、新たな考えに気付いたり、考えを深めたりできることを理解する。

※いじめ総合対策下巻 実践プログラム編 参照